

WEB明細で確認するメリット

1 好きなタイミングで明細を確認できる

ご都合のいいタイミングで最新のご利用分を確認できるので、計画的にカードを利用できます。



2 個人情報をしっかりガード

紛失や他人に見られる心配がありません。



3 家族カードや追加カードもまとめてチェック

紙の明細書と同様、本カードと家族カードやETCカードなどのご利用分をまとめて確認できます。



4 必要なときはプリントアウトもできる

紙の明細書と同内容の情報が印刷できます。



ご利用代金明細に関する特約 (2021年1月1日改定／2021年9月15日適用)

本特約は、対象会員(第1条に定義する会員をいいます。)との関係において、JCB会員規約(以下「会員規約」といいます。)に定められた明細(以下「明細」といいます。)の通知の取扱い等について、会員規約の内容を改定したため、これを特約として定めたものです。なお、本特約において特に定めのない用語については、会員規約におけるものと同様の意味を有します。また、カード発行会社が株式会社ジェーシービーの場合、「当社」を「JCB」と読み替えるものとします。

第1条(本特約の適用範囲およびその効力)

- 1.本特約は、会員規約に定める会員のうち、当社が別に定めるカードの貸与を受けた者(以下「対象会員」といいます。)に対して適用されるものとします。この場合において、当社が別に定めるカードは、JCBのウェブサイトに掲示する方法により公表します。
- 2.本特約の内容が、会員規約または会員規約に付帯する他の会員規定・特約等と抵触する場合には、本特約がこれらに優先し適用されるものとします。

第2条(明細の電磁的方法による通知)

- 1.当社は、対象会員に対し、会員規約の規定にかかわらず、当社の会員専用WEBサービス「MyJCB」(以下「MyJCB」といいます。)により、電磁的方法によって明細の内容を通知するものとします。対象会員は、「MyJCB」内において明細の閲覧および所定の方式によるダウンロードを行うことができます。
- 2.当社は、MyJチェック利用者規定第5条第6項に基づき、明細の内容が確定した旨の通知を、対象会員が申請したメールアドレス宛に原則として毎月送信するものとします。
- 3.対象会員は、第1項の方法により明細の電磁的方法による提供を受けることができるよう、会員規約に定める約定支払日の当月19日までに、「MyJCB」、およびWEB明細サービス「MyJチェック」に登録し、かつ対象会員の資格を有する間、これを維持するものとします。

第3条(明細書発行手数料の支払義務)

前条の定めにかかわらず、当社は、対象会員の申し出がある場合または対象会員が前条第3項の義務を履行しない場合には、明細書(明細を書面化したもの)をいいます。以下同じ。)を対象会員の届出住所宛に送付するものとします。この場合、対象会員は、当社に対し明細書の発行および送付に係る明細手数料(以下「明細手数料」といいます。)として当社が定める額を支払うものとします。

第4条(明細手数料の支払時期および支払方法)

- 1.対象会員は、前条に基づき当社から明細書の送付を受けた場合、その翌月の約定支払日に、当該明細書の明細手数料を、カード利用代金の支払いと同様の方法により、当社に支払うものとします。
- 2.前項にかかわらず、次のいずれかに該当した場合には、明細手数料の支払時期は、翌々月以降に繰り延べられるものとします。
 - (1)明細書の送付以降、当社から対象会員に対するカード利用代金の請求がない場合
 - (2)明細書の送付以降、当社から対象会員に対する請求内容が年会費等、当社が定める費用・手数料の請求のみである場合

第5条(明細手数料の支払義務を負わない場合)

第3条の定めにかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、当該対象本人会員は、明細手数料の支払義務を負わないものとします。
なお、当社は、当月の明細書発行にかかる明細手数料の支払義務を負わないものとするか否かを、翌月の明細確定通知(第2条第2項に定める通知をいいます。)までに確定させるものとします。

- (1)明細に、ショッピング分割払い利用残高(ショッピングスキップ払い利用残高を含む。)およびショッピング2回払い、ボーナス1回払いの明細が含まれる場合
- (2)明細書に記載の約定支払額に、ショッピングリボ払い利用残高に係るものが含まれる場合
- (3)明細書に記載の約定支払額に、キャッシング1回払い、海外キャッシング1回払い、キャッシングリボ払いによるものが含まれる場合
- (4)前各号のほか、当社が明細手数料の支払義務を負わないものとして別途認める場合

第6条(本特約の変更)

本特約の変更については、会員規約の改定に関する条項の適用を受けるものとします。



700000003

本状は、2021年1月現在の情報に基づき作成しています。
サービス内容を変更する場合がありますのでご了承ください。

224820-001・2101TZ

ご利用代金明細書の有料化について

2021年11月10日(水)お支払い分のJCBカードご利用代金明細書より、紙の削減による自然環境保護推進のため、**WEB明細での確認をお願いしています。**

紙の明細書をご希望の場合は、**1通あたり88円(税込)**でお送りします。

紙の明細書を停止するには、MyJCBでWEB明細サービス「MyJチェック」への登録が必要です。

MyJチェックの登録方法は中面をご確認ください。

ご利用代金明細書の郵送は
有料となります
(WEB明細への切り替えは無料です)

開始時期

2021年11月10日(水)

お支払い分の明細書より順次

明細手数料

1通あたり88円(税込)

※原則翌月お支払い分とあわせてのお支払い

ただし、次の場合は明細手数料がかかりません。

● ゴールド券種以上の場合

● 有料となる明細書作成月(お支払いの前月)
翌月末時点で満70歳以上の場合

その他の明細手数料がかかるない条件
や、明細書有料化に関して詳しくは、JCB
カードサイトをご確認ください。

https://www.jcb.co.jp/r/meisai_m/



お問い合わせ 株式会社ジェーシービー インフォメーションセンター

東京 0422-76-1700 大阪 06-6941-1700
福岡 092-712-4450 札幌 011-271-1411

受付時間 9:00AM ~ 5:00PM (年末年始休) お問い合わせ番号 20-128

MyJチェックの登録方法

毎月19日までにMyJチェックに登録すると、翌月お支払い以降の紙の明細書が停止され、明細手数料はかかりません。MyJチェックの登録は、MyJCBで行います。

MyJCBのID・パスワードを知っている方

右の2次元コードからMyJCBにログインすると、簡単にMyJチェックの登録が完了します!
2次元コードの読み込みができない方は、次の手順に沿って、登録してください。



STEP1

「MyJCB」で検索をして
MyJCBトップページにアクセス。

STEP2

右上のメニューから
「お客様情報の照会・変更」を押す。

STEP3

「MyJCBに関する設定」内の「WEB
明細の設定(MyJチェック)」を押す。

STEP4

画面の案内に従って
必要事項を入力し、登録。

MyJCBを新規で登録する方

MyJCBのID・パスワードをお忘れの方

右の2次元コード、または「MyJCB」で検索をしてMyJCBトップページにアクセスしてください。
お客様の登録状態に応じて、画面遷移が異なります。次のうち、該当する手順で登録してください。

MyJCB

検索



<MyJCBを新規で登録する方>

STEP1

「新規登録/ID・パスワードをお忘れの方」▶
「新規登録/ID確認」より新規登録画面へ。

STEP2

画面の案内に従って
必要事項を入力。

STEP3

「カードご利用代金明細について」の項目で、
「WEBでご利用明細を確認する」が
選択されていることを確認。
※一部画面表示が異なるカードがあります。

STEP4

入力内容を確認し、
登録完了。

STEP3 の項目が表示されない方は、過去にMyJCB IDが発行されています。次の<MyJCBのID・パスワードをお忘れの方>の手順に沿って、登録してください。

<MyJCBのID・パスワードをお忘れの方>

STEP1

「新規登録/ID・パスワード
をお忘れの方」▶
「新規登録/ID確認」より
新規登録画面へ。

STEP2

画面の案内に従って
必要事項を入力。

STEP3

入力内容を確認
し、登録完了。

STEP4

完了画面でMyJCBのIDを確認し、右の2次元コード
からMyJCBにログインすると、簡単にMyJチェック
の登録が完了します。
(2次元コードの読み込みができない方)
「今すぐ使ってみよう!」ボタンを押し、STEP5に進む。



STEP5

STEP4で確認したMyJCB IDと、
ご自身で設定したパスワードを入力。*

STEP6

右上のメニューから
「お客様情報の照会・変更」を押す。

STEP7

「MyJCBに関する設定」内の
「WEB明細の設定(MyJチェック)」を押す。

STEP8

画面の案内に
従って登録。

*ログイン後、MyJチェックへの登録案内が表示された場合は、画面の案内に沿って登録が可能です。